

別記第1号様式(第3条関係)

(第1面)

旅 館 業 許 可 申 請 書			
申 請 者	住 所 (法人の場合は主たる事務所所在地)	電 話	
	氏 名 (法人の場合は名称及び代表者氏名)	年	印 月 日生
営 業 施 設 の 管 理 者 氏 名			
営 業 施 設 の 名 称			
営 業 施 設 の 所 在 地			
旅 館 業 の 種 別	ホテル・旅館・簡易宿所・下宿・季節(月 日～ 月 日)		
法第3条第2項第1号から 第3号まで該当	有・無	内 容	
上記のとおり経営したいので旅館業法第3条第1項の規定により申請します。 年 月 日 熊本県 保健所長 様			

所 長	次 長	課 長	係 長	主 査	課 員	申請のとおり許可して よろしいか。なお、御決裁 のうえは、許可証を交付し てよろしいか。
現 地 調 査	調 査 年 月 日	年 月 日			調 査 意 見	
	調 査 員	印				

受 付 印	決 裁 印	発 送 印	収 入 証 紙

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	熊本県指令 第 号
許 可 の 条 件	

(第3面)

入浴施設		設置階 ()					
区分		男		女			
項目							
脱衣室	面積	m ²		m ²			
	採光	窓・照明設備		窓・照明設備			
	採光面積	m ²		m ²			
	照明	蛍光灯 W 個		蛍光灯 W 個			
	換気の方法	窓・湯気抜き・機械装置		窓・湯気抜き・機械装置			
	換気面積	m ²		m ²			
	脱衣箱	個		個			
	脱衣籠	個		個			
	男女脱衣室・浴室の区分状況						
	使用水	浴槽水	水道水・地下水・温泉 () と () の併用				
上がり用		水道水・地下水・温泉 () と () の併用					
貯湯槽	構造	有		無			
	加温設定						
	循環式浴槽関連						
循環式浴槽	原湯・原水の補給構造						
	ろ過器	有		無			
	構造						
	処理能力						
	集毛器の有無	有		無			
	設置位置						
	循環水の補給構造						
	消毒装置	有		無			
	設置位置						
	回収槽	有		無			
構造							
男女脱衣室・浴室の区分状況							
浴室	洗い場の面積			m ²	m ²		
	洗い場の床の構造						
	洗い場の床の材質						
	周壁の材質						
	周壁の耐水性材料の使用範囲	床面から		床面から			
	採光	窓・照明設備		窓・照明設備			
	採光面積	m ²		m ²			
	照明	蛍光灯 W 個		蛍光灯 W 個			
	換気の方法	窓・湯気抜き・機械装置		窓・湯気抜き・機械装置			
	換気面積	m ²		m ²			
湯栓の数							
水栓の数							
シャワーの数							
サウナ室	男女の区別状況						
	床面・内壁及び天井の構造						
	蒸気・熱気の放出構造						
	設備の有無	・温度調整設備・湿度計 ・非常用ブザー・室内を見通せる窓					
	気泡発生装置の構造						
	ジェット噴射装置の構造						
	空気取入口の構造						
	打たせ湯・シャワーの構造						
	屋内外	男女の区別状況					
	出入口の構造						
浴場	浴場内の施設状況						
	屋内浴槽との接続状況						
	浴槽の構造	男		女			
		面積 m ²	材質	上縁 cm	面積 m ²	材質	上縁 cm
				足掛かりの有無			足掛かりの有無
		1					
	2						
	3						
	手すり設置の状況						
	温度計	有		無			
変更事項	年月日	届出事項	担当者印	年月日	届出事項	担当者印	

- 備考 1 申請者は、太線の枠内のみ記入してください。
 2 添付書類
 (1) 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し
 (2) 旅館を中心とした半径おおむね100メートル以内の区域の見取図
 (3) 敷地内における建物の配置図並びに各室の設備、配置、用途及び面積を表示した平面図
 (4) 入浴施設内の脱衣室、浴室、浴槽等の施設及び面積を表示した平面図並びに給湯、給水及び排水の系統を表示した平面図
 (5) 浴槽の構造（熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例第3条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる設備の付設状況を含む）の概略図
 (6) 建築基準法第7条第5項の規定により建築主事等が交付する検査済証の写し
 (7) その他保健所長が必要と認める書類

附 則
 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

熊本県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年10月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第50号

熊本県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則
熊本県公衆浴場法施行細則（昭和50年熊本県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び熊本県公衆浴場基準条例（昭和40年熊本県条例第46号）」を「、熊本県公衆浴場基準条例（昭和40年熊本県条例第46号）及び熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例（平成16年熊本県条例第13号。以下「レジオネラ症防止条例」という。）」に改める。

第3条第2項第2号中「公衆浴場の平面図及び当該」を削り、同項中第4号を第6号とし、同項第3号中「第7条第3項」を「第7条第5項」に、「建築主事」を「建築主事等」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 公衆浴場の設備、配置、用途及び面積を表示した平面図並びに給湯、給水及び排水の系統を表示した平面図

(4) 浴槽の構造（レジオネラ症防止条例第3条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる設備の付設状況を含む。）の概略図

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第3条関係)

(表)

公 衆 浴 場 業 許 可 申 請 書				
申 請 者	住 所 (法人の場合は主たる事務所所在地)	電 話		
	氏 名 及 び 生 年 月 日 (法人の場合は名称及び代表者氏名)	印 年 月 日生		
営業施設の管理者氏名				
営業施設の名称				
営業施設の所在地				
営 業 の 種 別		一般公衆浴場	その他の公衆浴場()	
近接浴場の名称及び距離		名 称	距 離	m
上記のとおり営業したいので公衆浴場法第2条第1項の規定により申請します。 年 月 日 熊本県 保健所長 様				

所 長	次 長	課 長	係 長	主 査	課 員	申請のとおり許可して よろしいか。なお、御決裁 のうえは、許可証を交付し てよろしいか。
現 地 調 査	調 査 年 月 日	年 月 日			調 査 意 見	
	調 査 員	印				
受 付 印		決 裁 印		発 送 印		収 入 証 紙
許 可 年 月 日			年 月 日			
許 可 番 号			熊本県指令 第 号			
許 可 の 条 件						

(裏)

構造設備の概要				調査確認年月日	年 月 日
				調査確認者職氏名	印
建築様式		造 階建敷地		㎡	建築延面積
区分		男	女	区分	
項目				男	女
脱衣室	面積	㎡	㎡		
	採光	窓・照明設備	窓・照明設備		
	照明	蛍 白 W 個	蛍 白 W 個		
	採光面積	㎡	㎡		
	換気の方法	窓・湯気抜き・機械装置	窓・湯気抜き・機械装置		
	換気面積	㎡	㎡		
	脱衣箱	個	個		
	脱衣籠	個	個		
	位置				
	便所	手洗装置			
	防虫防臭				
	照明	蛍 白 W 個	蛍 白 W 個		
下足箱・ロッカー					
脱衣室・浴室の外部より の見通状況					
男女脱衣室・浴室の区分状					
使用水	浴槽水	水道水・地下水・温泉 () と () の併用			
	湯・水	水道水・地下水・温泉 () と () の併用			
貯湯槽		有	無		
構造					
加温設定					
循環式浴槽	原湯・原水の補給構造				
	ろ過器		有	無	
構造					
処理能力					
集毛器の有無		有	無		
設置位置					
循環水の補給構造	消毒装置		有	無	
	設置位置				
回収槽	構造		有	無	
浴室	洗い場の面積			㎡	㎡
	洗い場の床の構造				
	洗い場の床の材質				
	周壁の材質				
	周壁の耐水性材料の使用範囲		床面から	床面から	
	採光	窓・照明設備	窓・照明設備		
	照明	蛍 白 W 個	蛍 白 W 個		
	採光面積		㎡	㎡	
	換気の方法	窓・湯気抜き・機械装置	窓・湯気抜き・機械装置		
	換気面積		㎡	㎡	
湯栓の数					
水栓の数					
シャワーの数					
サウナ	男女の区別状況				
ウナ	床面、内壁及び天井の構造				
ナ	蒸気・熱気の放出構造				
室	設備の有無			温度調整設備・温湿度計 非常用プザー・室内を見通せる窓	
	気泡発生装置の構造				
	ジェット噴射装置の構造				
	空気取入口の構造				
	打たせ湯・シャワーの構造				
屋外浴場	男女の区別状況				
	出入口の構造				
	浴場内の施設状況				
	屋内浴槽との接続状況				
浴槽の構造	男	面積	㎡		
		材質			
	女	面積	㎡		
		材質			
	1				
	2				
	3				
4					
5					
6					
手すり設置の状況					
温度計		有	無		
変更事項	年 月 日	届 出 事 項	担 当 者		

- 備考 1 申請者欄の氏名（法人の場合は代表者氏名）を自署する場合は、押印は不要です。
 2 申請者は、太線の枠内のみ記入してください。
 3 添付書類
 (1) 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し
 (2) 公衆浴場を中心とした半径おおむね300メートル以内の区域の見取図
 (3) 公衆浴場の設備、配置、用途及び面積を表示した平面図並びに給湯、給水及び排水の系統を表示した平面図
 (4) 浴槽の構造（熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例第3条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる設備の付設状況を含む。）の概略図
 (5) 建築基準法第7条第5項の規定により建築主事等が交付する検査済証の写し
 (6) その他保健所長が必要と認める書類

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年10月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第51号

熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和47年熊本県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第37条中「及び第81条第2項」を「、第81条第2項及び第91条第2項」に改める。

第42条中「第87条第2項」を「第93条第2項」に改め、同条を第43条とする。

第41条を第42条とし、第40条を第41条とし、第39条の次に次の1条を加える。
（サーチライト等の使用）

第40条 条例第90条ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1）典等の催物において一時的に使用する場合（営利を目的として、誘客又は宣伝のために行うものを除く。）

（2）事件、事故若しくは災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において人命救助等又は被害の発生若しくは拡大の防止のために使用するとき及び犯罪の予防又は捜査のために使用する場合

（3）教育、試験又は研究のために使用する場合

（4）法令の規定により使用する場合

別記第15号様式中「（第41条関係）」を「（第42条関係）」に改める。

別記第16号様式中「（第42条関係）」を「（第43条関係）」に、「第87条第2項」を「第93条第2項」に、「第87条」を「第93条」に、「第98条」を「第104条」に、「第87条第1項」を「第93条第1項」に、「第100条」を「第106条」に、「第89条」を「第95条」に改める。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

くまもと県民交流館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第52号

くまもと県民交流館条例施行規則の一部を改正する規則
くまもと県民交流館条例施行規則（平成14年熊本県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを削る。

第5条第1項中「使用許可」を「条例第7条第1項の規定による許可（以下「使用許可」という。）」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「施設等」を「施設又は設備（以下「施設等」という。）」に改め、同項第2号中「物産等振興施設」を「物産、観光等の振興のための施設」に改め、同条を第2条とする。

第6条を第3条とし、第7条を第4条とする。

第8条に次の1項を加え、同条を第5条とする。

3 条例別表第2の備考2の規定により規則で定める使用料（別表第3において「超過使用料」という。）の額は、別表第3のとおりとする。

第9条中「第7条第2項」を「第10条第2項」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（使用料の返還）

第7条 条例第10条第3項ただし書の規定により知事が既納の使用料を返還することができるのは、次の各号に掲げる場合とし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

（1）天災その他使用者の責めに帰することができない事情により使用できなかったとき使用料の全額

（2）使用日の3日前までに使用の取消しを届け出たとき 使用料の5割に相当する額
2 条例第10条第3項ただし書の規定による使用料の返還を受けようとする者は、くまもと県民交流館使用料返還請求書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、前項第1号に該当する場合は、この限りでない。

第10条及び第11条を削り、第12条を第8条とする。

第13条第10号中「交流館」を「くまもと県民交流館（以下「交流館」という。）」に改め、同条を第9条とする。

第14条を第10条とし、第15条中「第6条」を「第9条」に改め、同条を第11条とし、第16条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

（適用除外）

第13条 条例第12条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、第2条、